

札幌市環境マネジメントシステム実施要綱

制定 平成23年3月11日

改正 平成27年3月12日

（目的）

第1条 この要綱は、本市における環境マネジメントシステム（以下「システム」という。）に関し、基本的事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、「環境マネジメントシステム」とは、環境に影響を及ぼす可能性がある活動を管理し、PDCAサイクル（計画（PLAN）、実施・運用（DO）、点検（CHECK）、改善（ACTION）を繰り返すことで改善を進める手法）を基本に、継続的な改善を図る組織体制と組織運営を行うための仕組みをいう。

（システムの適用範囲）

第3条 システムは、原則として、本市の全ての組織（議会事務局及び行政委員会事務局等を含む。）における事業活動に適用することとし、詳細については、別に定める。

（組織体制）

第4条 市長は、システムの運営管理の責任者である環境管理責任者及びシステムの運営に係る事務を行う環境管理事務局をそれぞれ組織する。

（環境方針）

第5条 市長は、システムの運営を通じて取り組む環境配慮及び環境保全に関する行動の基本理念並びに基本的方向を定めた環境方針を策定し、公表する。

（目標の設定と管理）

第6条 環境負荷の低減に関する目標は、次のとおり設定し、管理する。

- (1) 全庁目標 市長は、全庁的に取り組むべき環境配慮項目について全庁目標を設定し、管理する。
- (2) 個別目標 各局（区）長は、全庁目標以外の局（区）独自に環境配慮すべき項目を個別目標として設定し、管理する。

（環境法令の遵守）

第7条 各局（区）長は、環境法令を遵守するための手順を確立し、必要に応じて見直しを行う。

（緊急事態への準備及び対応）

第8条 各局（区）長は、重大な環境汚染をもたらす可能性を緊急事態として特定し、それらに対応するための手順を確立し、必要に応じて見直しを行う。

(研修)

第9条 環境管理責任者は、職員に対して、システムに関する必要な自覚を付与するとともに、必要な知識や技能を習得させるために、研修を実施する。

(監査及び調査)

第10条 環境管理責任者は、システムの適正かつ効率的な運用を確保するとともに、その積極的な改善に資するため、定期的に監査を実施する。また、全庁目標の達成に向けて、各実施組織の活動を支援するための調査を行う。

(公表)

第11条 市長は、システムの運用状況について、定期的に市民に公表する。

(マネジメントレビュー)

第12条 市長は、システムの有効性を確保するため、定期的にシステムの見直しを行う。

(外部波及)

第13条 各実施組織は、委託事業者等の外部関係者に対して、システムへの協力を依頼する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、システムの運営管理に必要な事項については、環境管理責任者が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成23年4月1日から施行する。
- 2 札幌市環境マネジメントシステム基本要綱（平成12年6月14日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。